

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令に伴う対応について」

公益財団法人安全衛生技術試験協会では、新型コロナウイルス感染症等特別対策措置法第 32 条に基づく、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の発令及び全国的な新規感染者の増加・高止まり傾向を踏まえ、安全衛生技術センター(全てのセンター)で緊急事態宣言発令期間中に実施する免許試験等について、新型コロナウイルス感染症予防を理由に事前に欠席の連絡があった場合は、受験日の変更又は受験料の返還を行います。

緊急事態宣言発令期間中に実施する労働安全・労働衛生コンサルタント試験についても、新型コロナウイルス感染症予防を理由に事前に欠席の連絡があった場合は、受験料の返還を行います。

なお、発熱や咳^{せき}などの症状が見られる場合等の対応については、HP 上の「受験者の皆様へ【重要なお知らせ】新型コロナウイルス感染症の感染を予防するための対応について」を受験前に必ずお読みください。